

令和2年度加古川市青少年問題協議会 議案解説

1 令和元年度基調提案を受けての報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・12ページ

「加古川市の児童生徒のケータイ・スマホ等の利用実態と課題について」

アンケート調査の結果から、保護者は子どもたちのインターネット利用状況の把握がしにくい状況が判明しました。ケータイ・スマホ等の所持率増加に伴い、「持たせない教育」から「持たせて上手に使わせる教育」が重要となっています。また、大麻等の薬物入手についても、スマホ等の普及により若年層が入手しやすくなっている現状があります。このことから各学校では、様々な形で薬物乱用防止教室を実施し啓発に努めています。

今後は、この例に限らず、保護者が「子どもたちがネット環境で受けた影響を現実世界でどのように具現化するか」を見守り、導いていくかが問われていると考えています。

2 協議事項

(1) 令和2年度加古川市青少年健全育成基本方針（案）について・・・・・・・・・・14ページ

近年、青少年を取巻く環境の中で、ケータイ・スマホの急激な普及によるコミュニケーション環境の変化は、ネット依存、SNSを介した犯罪、誹謗中傷等のいじめ問題の発生など、深刻な社会問題となっています。

このような中、大切な子どもを守るために、子どもの心により沿った取り組みを推進するとともに、昨年度に引き続き「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」に基づき、自他の命を大切にすところ豊かな子どもの育成に努めていきます。加えて、「中学校区連携ユニット12」を積極的に活用し、学校園・家庭・地域が連携と協働を図り、地域総がかりで青少年が健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。

(2) 令和2年度青少年健全育成重点施策の概要（案）について・・・・・・・・・・16ページ

青少年の健全育成に携わる行政関係課は、基本方針のもと、学校園、家庭、地域をサポートしていく責務があり、関係諸機関・諸団体との有機的な連携を図りながら、「重点目標」に向けて、「1 青少年施策の推進体制の充実」の他7つの基本目標を掲げ、「(1) 青少年施策の総合調整」の他24の施策を展開します。

以上のように今年度の「加古川市青少年健全育成基本方針（案）」及び「青少年健全育成重点施策の概要（案）」をご提案しますので、ご意見等を別添回答書にご記入ください。

(3) 青少年健全育成に関わる組織図について・・・・・・・・・・・・・・・・・・17ページ

議案のとおり

(4) 令和2年度青少年健全育成に関する各所管担当事業について・・・・・・・・・・18ページ
施策に対する青少年健全育成に関する各所管担当事業は以下のとおりです。

青少年育成課

いじめ問題、不登校対策の一環として、「4 家庭教育支援相談事業」では、心理相談員を増員し、学校からの緊急派遣要請に対応できるよう相談体制を充実させ、「5 不登校児童生徒適応指導事業」では、教育相談センターの適応教室相談員を増員し、社会的自立と再登校を支援するため個別指導や学習支援を行っています。また、「6 メンタルサポート事業」では、不登校傾向のある児童生徒への心理面を支援し、「7 学校生活適応推進事業」では、「(1)学校生活に関するアンケート(アセス)の実施」、「(2)心の相談アンケートの実施及び教育相談の推進」を行い、児童生徒の心の状態を早期に発見し、早期に対応するために今年度も実施します。

さらに、複雑多様化する児童生徒の問題に対して「9 スクールソーシャルワーカー活用事業」では、社会福祉士等を学校に派遣し、「10 スクールサポートチーム活用事業」では、チーム構成員の専門性を活用した助言により学校を支援します。

児童生徒の問題行動については、現在子どもたちによる、蝸集・刑法犯等は減少傾向にありますが、問題行動が低年齢化しています。今年度実施したケータイ・スマホ等のアンケート結果、スマホ所持率の上昇に伴い、SNSトラブルが増加し、スマホ等を所持することにより新たな問題行動が発生しています。

また、昨年度末より新型コロナウイルス感染症の影響で、長期にわたり学校が臨時休業となり、6月から段階的に学校が再開しています。子どもたちは、在宅期間中にストレスを抱えネット依存やSNSトラブル、また生活の乱れから学校再開後に不登校傾向になる子どもたちが増加することを危惧しています。そこで、子どもたちのSOS発見やネットトラブルを未然に防ぐために、ネットパトロールを実施します。さらに従前より各学校で実施している情報モラル教育のより一層の充実を図ります。

社会教育・スポーツ振興課

社会教育、家庭・地域教育、またスポーツ推進の分野において、各種事業を実施していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、所管する事業のほとんどを5月末時点において延期等により見合わせている状況です。

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮しながら、「1 地域コミュニティ活性化の推進」として、「(1)世代間交流学習会の開催」を、「4 総合的な放課後対策事業「放課後子ども総合プラン」の推進」として、「(1)児童クラブの運営」や「(2)放課後子ども教室の実施」を、幅広い世代の市民が交流、参加できるスポーツ事業として、「5 スポーツ・レクリエーション活動の推進」の「(2)スポーツライフセミナーの開催」及び「6 スポーツ事業の実施」の「(4)障がい者スポーツの普及啓発」のための体験会などを開催していく予定です。また、公民館事業として、乳幼児からシニアまで幅広い世代を対象とした各種教室等事業を計画しています。

学校教育課

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で5月末まで学校が臨時休業となり、6月から段階的に学校が再開しています。感染症防止対策のため、学校の年間行事を大幅に見直し、運動会や音楽会等、事前指導に長時間を要する行事は実施しないこととしました。また、「7 兵庫型体験活動の推進」の「(2)自然学校推進事業の実施」や「(4)トライやる・ウィーク推進事業」の各体験事業については、縮小して1日のみ実施することとしています。

学びの保障については、再度臨時休業になることも想定し、学校の実情に応じて柔軟なカリキュラムの編成が可能となるよう配慮しています。現段階においては、新たな生活様式を取り入れながら、児童生徒がいきいきと学校生活を送ることができるよう、生徒会活動や学級活動及び学校行事等について、各学校において工夫することとしています。

なお、市全体で実施する「12 心の絆プロジェクト事業」及び「13 いじめ防止啓発事業」については、「いじめ防止市民フォーラム」及び「加古川教育フォーラム」を含め、実施しないこととしました。

刻々と変わる状況の中、子どもにとっての安心・安全な教育活動の推進を最優先に考え、学校と連携して教育活動を進めていきます。

教育総務課

市立幼稚園 16 園において、幼稚園教育要領に則り、安心・安全で学びのある教育を提供するとともに、「4 一時預かり事業の推進」や在宅の子どもとその保護者を対象とした「3 子育て応援事業の推進（ふれあい保育、すこやか子育て相談）」を実施しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、長期の登園自粛・外出自粛となり、心理的なストレスを抱えている保護者、園児が存在すると考えられます。6月から再開となりましたが、健康観察や子育て相談等により、園児、保護者の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に取り組んでいきます。

幼児保育課

市立保育所 3 園と、市立認定こども園 3 園を設置・運営するとともに、私立の保育所や認定こども園など 65 施設（認定こども園 25、私立保育所 18、小規模保育事業所 17、事業所内保育事業所 5）に教育・保育に要した費用として給付費を支給し、0 歳児から 5 歳児までの子どもに対する教育・保育を実施しています。

また、「2 地域子ども・子育て支援事業の実施」として、通常の保育時間を超えて保育を実施する「(1)延長保育事業」、一時的に保育が必要となった場合に保育を実施する「(2)一時預かり事業」、病気の回復期に至っていない児童や病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる「(3)病児・病後児保育事業」など多様な保育ニーズに応える事業を実施するとともに、障がいを持つ子どもを受け入れる「3 障がい児保育事業の実施」を行っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、登園自粛や保護者の職種等を限定した特別

保育により規模を縮小した保育を実施し、6月から通常保育を再開していますが、感染状況や国、県の方針等を踏まえて、保育を実施する予定です。

人権文化センター

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、大規模なイベントは中止となりました。

通年実施している「1 人権教育啓発の推進」の「(1)人権を大切にする市民運動」は、特に8月を強化月間としており、それに向けて「(2)人権啓発標語・キャッチコピー・ポスター・人権マークの募集」を小・中学生対象に実施していますが、学校の臨時休業等により、例年のような多数の応募は難しい状況です。

映画を通じて幅広い世代の方に人権への理解を深めていただく「(4)かこがわハートフルフェスタ」も中止となり、今年度は青少年へのアプローチがこれまでのように実施できない状況ですが、平成30年度より開設している「人権相談専用ダイヤル」で悩み事を相談できる体制を整えています。

高齢者・地域福祉課

「1 加古川市民生児童委員連合会」では、民生児童委員（387名）、主任児童委員（19名）、民生児童協力委員（727名）が連携し、青少年の健全育成に係る個別相談を行うとともに、地域での見守り体制を支援しています。

具体的な取り組みとして、「(1)育成支援標語及びポスターの募集」や「(2)地域福祉標語等の募集」では、スローガンとなる標語を広く市民から募集し、前年度の特選作品については、短冊を作成し市内各施設に掲示しています。なお、ポスターについては、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市内中学生を対象に募集することは見送ることとしています。

こども政策課

「1 子ども・子育て支援の推進」については、「子ども・子育て支援事業計画」に対する令和元年度の取り組みへの点検・評価等を行うとともに、令和2年3月に策定しました「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、引き続いて事業を実施しています。

「2 地域子ども・子育て支援事業の実施」については、加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ、志方児童館は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月上旬から休館していましたが、令和2年5月下旬から一部開館しています。

また、ファミリーサポートセンターについては、開催を見合わせていた依頼会員説明会・登録会を令和2年6月から再開しています。

家庭支援課

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校園の臨時休業や外出自粛等の対策が講じられ、「1 要支援家庭への支援」については、必要以上の接触を避けるため、訪問から電話中心の対応を行ったこと等から、児童虐待やDVの早期発見、早期対応が非常に困難な状況となっており、児童虐待やDVの潜在的な危機が高まっています。また、感染防止の観点から、「(3)子育て家庭ショートステイ事業」のショートステイの受入自粛や「(4)養育支援訪問事業」の家事ヘルパーの派遣抑制等が発生し、徐々に改善はされてきていますが、十分な支援が出来ていない状況です。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援策としては、国が臨時特別給付金（児童手当、児童扶養手当）の支給を決定しています。また、当課が行う各事業においては、国・県・市の新型コロナウイルス感染症対策の動向を注視しながら、開催時期や手法等を変更する等して、引き続き実施していく予定としています。

加古川警察署

「1 少年非行防止活動」として、街頭補導活動を積極的に実施し、重大な犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう積極的に声かけを行っていくほか、多くの子どもたちがインターネットを利用していることから、膨大な情報の中で自分自身を守る知識を身につけさせるために、関係機関と連携して情報モラル教室を実施していきます。また、小・中学生を対象とした非行防止・薬物乱用防止教室を実施するとともに、少年の薬物乱用防止や非行防止に向けた広報活動を推進していきます。その他、各関係機関等と連携して、少年非行防止健全育成に向けた活動を引き続き実施していきます。

3 令和2年度基調提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 ページ

「心に寄り添うきめ細かな児童生徒対応の実現に向けて」

加古川市教育相談センターとしまして、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」の基本理念を礎とした、児童生徒一人ひとりの心に寄り添うきめ細かなアプローチを施策・展開しているところです。既存のサポート体制を軸にして、より効果的な連携を図りながら、子どもたちの自己有用感を豊かに膨らませるサポートとなるよう事業の推進に努めています。

加えて今年度市内小中養護学校は、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業を行いました。現在は、分散登校から通常登校へ移行しつつあるところです。

かつて経験したことのないような日常生活を余儀なくされた子どもたちに対し、今後より一層心のケアが必要になってくると考えられます。時間の経過とともに様々な形で表面化することを想定したうえで、迅速で的確な寄り添いができるよう体制の強化を図ります。増員等人的体制の整備を進めたり、事業の質的向上を図ったりするなど、当センターに係る機能をより効果的に運用させ、充実した児童生徒サポートの具現化に向けた取組の成果と課題について、精査・検証してまいります。